

6-6 母性健康管理のために必要な時間の確保

母性健康管理のために必要な時間の確保
均等法12.13条関係

対象となるのは、妊産婦（妊娠中及び産後1年を経過しない女性）本人を対象に行われる産科に関する診察や諸検査と、その結果に基づいて行われる個人を対象とした保健指導

○ 受診のために確保しなければならない回数

妊娠中 妊娠23週まで	4週間に1回
妊娠24週から35週まで	2週間に1回
妊娠36週以後出産まで	1週間に1回

○ 産後（出産後1年以内）
主治医等が健康診査等を受けることを指示したときは、その指示するところにより、必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

事業主は、その雇用する労働者が母子保健法の規定による保健指導または健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない（均等法第12,13条、平成9年義務化）。

対象となるのは、妊産婦（妊娠中及び産後1年を経過しない女性）本人を対象に行われる産科に関する診察や諸検査と、その結果に基づいて行われる保健指導であるが、確保しなければならない受診回数が、「妊娠23週まで4週間に1回、妊娠24週から35週まで2週間に1回、妊娠36週以後出産まで1週間に1回」と定められている

* 妊娠週数は、最終月経の第1日目を基準にして最初の1週を0週として数える。

産後については、主治医等が健康診査等を受けることを指示したときは、その指示するところにより、必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

事業主が講ずべき措置に関しては、「指針」（平9労告第105号）が定められている。保健指導の内容に沿った事業場の措置を促すため、「母性健康管理指導事項連絡カード」の利用が推奨されている。